

第1回

消防計画の未作成における 大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会 議事録

大槌町 藤原総務課長

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、只今から「消防計画の未作成に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」の委嘱状交付を行います。委嘱状交付の司会を務めさせていただきます、総務課長の藤原です。よろしくお願いたします。

それでは町長より委嘱状の交付を行います。町長、前へお進みください。

お名前を読み上げますので、町長の前までお進みください。委嘱状をお受け取りになりましたら席へお戻りください。

相高宏太様。

消防計画の未作成に関する大槌町職員の不祥事に関する第三者委員会の委員を委嘱する。任期は令和4年9月22日から答申の日までとする。

細川恵喜様。

消防計画の未作成に関する大槌町職員の不祥事に関する第三者委員会の委員を委嘱する。任期は令和4年9月22日から答申の日までとする。

松本良啓様。

消防計画の未作成に関する大槌町職員の不祥事に関する第三者委員会の委員を委嘱する。任期は令和4年9月22日から答申の日までとする。

以上をもちまして、「消防計画の未作成に関する大槌町役場職員の不祥事に係る第三者委員会」委員への委嘱状交付を終了します。町長、席に戻ってください。

株ぎょうせい 沼田氏

それではただいまより「第1回消防計画の未作成に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」を開催します。

議事に入るまでの司会を務めさせていただきます、株式会社ぎょうせいの沼田と申します。大槌町からの委託を受けまして、第三者委員会の運営をお手伝いさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。着席にて失礼します。それでは開会に先立ちまして町長よりご挨拶を申し上げます。

大槌町 平野町長

町長の平野公三です。どうぞよろしくお願いいたします。「消防計画の未作成に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には本件に関する第三者委員会委員をお引き受けいただき、ありがとうございます。

去る本年3月、大槌町議会定例会における令和4年度大槌町一般会計予算審議において、東日本大震災津波後の新しい役場庁舎を開庁して以降、消防法で規定をしている消防計画が作成されず、消防訓練も実施していないことが判明をいたしました。

この問題は法を順守せず、また組織内の事務事業に対するチェックの甘さや職員を管理指導する体制の脆弱さが今回の事態を招いたものだと強く受け止めており、町民の皆様の信用と信頼を裏切る結果となっていることを深く反省をしております。

本日この後、手交させていただきます諮問書において、原因究明や再発防止策等について答申をいただくことを申し上げ、消防計画の未作成に関する大槌町職員の不祥事に関する第三者委員会設置にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

株ぎょうせい 沼田氏

続きまして。先ほど委嘱状交付されました本委員会の委員の皆様を改めてご紹介させていただきます。

できます。

まず弁護士の相高宏太先生。

続いて、同じく弁護士の細川恵喜先生。

そして、同じく弁護士の松本良啓先生。

本委員会は以上3名の委員で組織されております。大槌町職員の不祥事にかかる第三者委員会設置条例第6条の規定により委員の過半数の出席をいただいておりますので、この委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは委員会の会長を選出します。

同条例第5条において会長の選出は互選により選出することとなっておりますので、委員の皆様、互選の方をお願いします。

相高委員

こちらは私としては、松本委員の方に会長を推薦いたします。

細川委員

私としましても、松本委員にお願いしたいと考えております。

松本委員(会長)

松本です。お二人からのご意見を踏まえて、私のほうで会長の方はお引き受けしたいと思っておりますので、この委員会としてはわたくしを会長に選出ということでよろしいですね。

株ぎょうせい 沼田氏

ありがとうございます。それでは会長は松本様にお願いいたします。では松本会長よりご挨拶をお願いいたします。

松本委員(会長)

弁護士の松本でございます。よろしくをお願いいたします。今、この委員会の会長で選出されましたので、適切な進行に努めてまいりたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

株ぎょうせい 沼田氏

松本会長ありがとうございます。

続きまして、町から本委員会への諮問書を交付します。町長と松本会長前の方へお進みください。

大槌町 平野町長

消防計画の未作成に関する原因究明等について諮問をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

株ぎょうせい 沼田氏

なお、町長はここで退席となります。

それでは議事に進みます。以降の進行につきましては、松本会長に進行お願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

松本委員(会長)

じゃあ、会長として議事を進行して行きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。そうしましたら議事に関しましてですが、最初にこの消防計画の未作成にかかる経緯について確認をして行きたいと思ひますので、まずこの諮問書の内容の審議の前提として、「本委員会設置の設置にかかる経緯について」ということで、大槌町事務局より説明をお願いいたします。

株ぎょうせい 沼田氏

それでは経緯についてご説明いたします。

令和4年3月大槌町議会定例会における令和4年度大槌町一般会計予算審議におきまして、消防法で規定している大槌町役場庁舎施設の「消防計画」の作成がされず、「消防訓練」も実施しないことが明らかになりました。

平成24年8月6日の大槌町役場庁舎の開庁から約10年にわたり、消防法に定める消防計画の作成について大槌消防署から再三の是正措置等に対して、改善計画を大槌消防署に提出しながらも、消防計画を作成しておりませんでした。

消防法における「消防計画」の作成及び「消防訓練」の実施の規定は次のようになっております。

消防法第8条第1項で、公の施設の管理権限者は防火管理者を定め、消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練を実施、施設設備点検及び整備等、防火管理上必要な業務を行わせなければならないと規定されております。

また、消防法施行令第3条の2で防火管理者は、消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等施設の点検及び整備、火気の使用・取扱いに関する監督等を任務として行うことが規定されております。

役場庁舎における防火管理者の選任の状況ですけれども、平成24年10月5日から平成27年4月30日の期間、防火管理者は総務部長兼総務課長の平野公三氏、退職後現町長でございます。

平成27年5月1日から令和2年10月11日の期間、防火管理者は未選定でした。未選任期間は5年6か月となります。

令和2年10月12日から令和4年3月27日企画財政課長・総務課長の藤原淳氏。

そして令和4年3月28日以降、現在に至るまでの期間は、企画財政課長の太田和浩氏が選任されております。

大槌消防署の立入検査及び是正指導等の経緯ですけれども、平成28年9月21日と令和2年7月14日の2回、大槌消防署の立ち入り検査がございました。令和2年7月16日には是正指導を行い、大槌町から改善計画書を令和2年10月14日に大槌消防署に提出しております。

その後、令和4年3月25日付けで大槌消防署長から町長宛に「警告文書」を受領しております。令和4年3月29日に防火管理者が消防計画を作成し、大槌消防署長に提出しております。

続きまして消防訓練についてですけれども、大槌町役場及び大槌町役場多目的会議室につきましては、消防訓練を令和4年4月26日に実施しました。また、秋の全国火災防火運動週間中に1回実施し、今後、年1回の定期消防訓練を実施いたします。

最後になりますけれども、防火管理に対する今後の対策についてですけれども、一つ目に、防火管理者の選任、防火訓練の実施状況、防火管理者の育成・強化という公の施設の防火管理に関しましては、企画財政課において、一括管理をいたします。

二つ目に、公の施設の防火管理者及び防火管理者資格取得職員につきましては、毎年度当初に研修会を開催し、防火管理に関する意識の醸成とスキルアップを図るとともに、各公の施設の消防計画の見直しや消防訓練の実施予定、消防用設備等施設の点検による指摘改善事項の確認を行って参ります。

三つ目に、人事を管理する総務課におきましては、企画財政課から公の施設の防火管理者の選任を行った旨の連絡を受けた場合には、任命権者から辞令を適時に交付して防火管理者としての義務と責任を明確に指示するとともに辞令履歴によりその旨を記載いたします。

四つ目に、新採用職員に対しましては、防火教育等につきまして、防火管理者を指導者とする研修等を実施して参ります。

最後に、第三者委員会設置しまして、本件における検証を行うとともに、検証結果について、町民の皆様に明らかにするため、住民説明会を開催いたします。

以上第三者委員会の設置に係る経緯の説明でした。

松本委員(会長)

ありがとうございます。只今の説明につきまして、ご質問、ご意見があれば伺いたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか？じゃあ、細川先生、どうぞ。

細川委員

今のところは私としては質問意見等というところはございません。

松本委員(会長)

相高先生なんかございますか？

相高委員

私も特にはございません。

松本委員(会長)

わたくしのほうから、じゃあ2点ほど質問をさせていただきます。

諮問書の中にもありますけれども、この件につきましては、大槌消防署から再三の是正措置等に対してという風な表現が出てきておりますが、この消防署からの再三の是正措置等というところの具体的な中身というのは、先ほど事務局から説明のあった是正指導や警告文書といったこの説明のあったところという理解でよろしいのかどうかという点ですね。まずここからお願いします。

大槌町 関谷総務班長

事務局の総務課の関谷と申します。その通りでございます。

松本委員(会長)

ありがとうございます。そうすると、確認しますが、是正指導ということで立ち入り検査があったのは2回と言うことと、是正指導、文書指導なのか、口頭の指導分かりませんが、それが1回令和2年の7月16日にあつて、その後、改善計画書を出したことが1回あったということで、その後警告文書というのが令和4年に入って出されたという、これがこの諮問書に書いてある再三の是正措置等という言葉の具体的な意味という理解でよろしいですね。

大槌町 関谷総務班長

はい。

松本委員(会長)

それからもう1点です。この役場庁舎における防火管理者の選任の状況という説明、先程ありましたけれども、この防火管理者につきましては、平成24年から平成27年においては、総務部長兼総務課長というふうになっていて、その後、未選定の時期が過ぎた後に企画財政課長、総務課長が管理者になっていて、その後は企画財政課長になっているということなのですが、そもそもこの大槌町においては、この防火管理者というのはどういう職の方が担当するというふうになっていたのでしょうか？

大槌町 藤原総務課長

具体的にそのどういった職の者が防火管理者になるという取り決め自体はございませんでした。

松本委員(会長)

そうするとこの、先ほど報告があった職名の方々がなったのも、その時、その時の判断で選任にされていたと、そういう理解でよろしいでしょうか？

大槌町 藤原総務課長

その通りでございます。

松本委員(会長)

ありがとうございます。委員の方々、他にございますか？大丈夫ですか？

細川委員

じゃあ私からも。先ほどの、質問に関連してなんですけれども、その時々で選任されていた

ということですが、確認ですが、選任に関してはあくまで町長が任命しているという理解でよろしいでしょうか？

大槌町 藤原総務課長

選任についてはあくまでも町長です。

細川委員

ありがとうございます。あと、もう1点なんですけれども、是正指導等の文書指示等あったかと思いますが、具体的にこれを受け取っている機関というか、部署とか、そういったのはどちらになるんでしょうか？

大槌町 藤原総務課長

企画財政課になります。

細川委員

私からはひとまず。

松本委員(会長)

ありがとうございます。相高先生なんかございますか？

相高委員

特には。

松本委員(会長)

そうしましたら、また後で質問意見を承りたいと思いますが、他に無いようですので、次に進みたいと思います。えっと、そうしましたら続きまして諮問内容について若干、先走ったところもありましたけれども、事務局のほうから説明をお願いいたします。

株ぎょうせい 沼田氏

それでは諮問書の方を読み上げさせていただきます。

消防計画の未作成に関する原因究明等について諮問。

当町において、令和4年3月定例会の令和4年度大槌町一般会計予算審議において、消防法で規定している大槌町役場庁舎の「消防計画」が作成されず、「消防訓練」も実施していないことが明らかになりました。このことについて、大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例（令和4年大槌町条例第13号）第1条の規定に基づき第三者委員会を設置し、同条例第2条に基づき下記のとおり諮問します。

1 経緯。令和4年3月定例会の令和4年度大槌町一般会計予算審議において、消防法で規定している大槌町役場庁舎の「消防計画」が作成されず、「消防訓練」も実施していないことが明らかになりました。大槌町役場庁舎を開庁、平成24年8月6日開庁してから約10年にわたり、消防法に定める消防計画の作成について大槌消防署から再三の是正指導等を受け、また、改善計画を大槌消防署に提出しながらも、消防計画を作成していなかったものです。

2 諮問内容。

(1) 大槌町役場庁舎に係る消防法に定める消防計画の作成について大槌消防署から再三の是正措置等に対して、改善計画を大槌消防署に提出しながらも消防計画を作成しなかったことの原因究明について。

(2) 上記(1)に係る再発防止策について。

以上でございます。

松本委員(会長)

ありがとうございます。只今の説明について、委員の方からご質問ご意見等ございますでしょうか？

相高委員

私からはひとまずは大丈夫です。

細川委員

特にありません。

松本委員(会長)

ありがとうございます。諮問内容につきましては、この通りということで、確認して行きますが、大槌町役場庁舎に係る消防計画の作成等がなかったという点についての原因究明と、それに対する再発防止と言うことが諮問内容であると言うことで確認をしてこれから進めていきたいと思っております。

そうしましたら続きましては、この委員会の今後の進め方というところを議論して行きたいなというふうに思っておりますけれども、当然、再発防止というところにつながる意味においても、まずは原因究明というところから進めていかなければいけないかなと思っておりますので、事実を調査して行くところが第一番に来るところかなというふうに思っております。

具体的にどういう調査をして行くかというところから議論をして行きたいなと思っておりますが、今説明いただいたところからしますと、立ち入り検査等もあったということになりますので、まず立ち入り検査において、誰がどういう風な形で検査を担当されて検査を受けたのかとか、あるいはその検査時の指摘というものがどういう風なものがあったのかとか、それからそれがその庁内においてどのような形で広められていったのか、あるいは報告があったのかとか、そういった最低限の情報というのは、提出していただく必要があるかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか？

細川委員

細川です。会長のおっしゃるとおりで、まあまず事実経過と言いますが、そういったところを確認して行く必要があるんだろうなと。特に、まさに立ち入り検査の時もそうですし、いくつか文書のようなかたちの指示等もあったかに見えますので、そこら辺の文書等を確認する必要であったりだとか。

先程、企画財政課等部署ですので、そこの権限文書と言いますかとか、組織体制そういったところもどうなっているのかと、いったのを確認する必要があるのかなと考えております。

松本委員(会長)

相高先生なにかございますか？

相高委員

まずは、この調査というところで、先ほどほかの委員からもあった通り企画財政課が関わっているんで、そこに関しての誰が担当して、どういう内容だったかっていうところは企画財政課に関して、その担当の方にお聞きするなり、ヒアリングを考えてもいいのかなと思うと、防火管理者である平野さん、藤原さんのこのお二人には直接ヒアリングをしてみてもいいのではないかと思います。

松本委員(会長)

ありがとうございます。ヒアリングをして行くというのは当然そうなのかなというふうには思っているんですけども、その順番というか、進行の仕方というところを整理していければなというふうに思っているんですが、ヒアリングというところに入って行く前にこう判明できるところが判明して、固めていきたいなという感じがしておりますので、まず前段階でヒアリングを誰に行うかとか、何をヒアリングするかっていうところを判断する上においても一旦お出しただけのもの、お出しただいた方がいいかなというふうに思っているところなんです。

そうしますとこの少なくとも消防署とのやり取りに係る一連の経過についてはもう少し詳しい事情なり、書面なりをいただくということが必須になってくるのかなというふうに思います。

し、それらを分析検討した上でヒアリングの対象者なり内容というのを定めていくと言う進行がよろしいのかなというふうには思っておりますが、特に先生もその辺は否定する趣旨ではございませんもんね。

相高委員

まずはその事実というところで、書面と客観的な文書のところを精査した上でのヒアリングかなと思います。

松本委員(会長)

そうしましたら、まずは、この委員会としては、これは事務局に対するお願いという形でもよろしいのかなというふうに思っているんですが、この大槌消防署と大槌町とのやり取りに係る一連の経過に関する、書面なり経過の説明なりっていうものを求めて行くと言うところから始めていきたいなと思っておりますので、これは事務局サイドにざくっとした形ですけれども、お願いして大丈夫なんですかね？

株ぎょうせい 沼田氏

大丈夫です。

松本委員(会長)

それからもう1点、その、権限文書的なお話も出てたので、確認して行きたいなと思ってるんですけども、先ほどの、ご説明によりますと、時々を選任ということでしたので、特段の権限文書の定めはなかったという理解をしておいて、いいのかなという風なところもあるんですが、この辺りも、権限文書についても定めがあるということであれば、合わせて報告を頂くというふうにしたいと思っておりますが、先生方よろしいですかね。

細川委員

それをお願いします。

松本委員(会長)

そうしましたら、まずはその消防法に基づく各種計画等の作成等に関する権限文書の有無に関する部分と、それから消防署と大槌町とのやり取りに関する一連の経過に関する資料等を準備して提出して頂くというのが当面のお願いということになりますけれども、委員会としてはそういうお願いをしたいと思っておりますが、事務局からなにかございますか？

株ぎょうせい 沼田氏

承りました。

松本委員(会長)

それはいつ頃までに準備できるものだったりしますかね？

大槌町 関谷総務班長

あとでそのどのぐらいかかるかっていうのは事務局の方から、会長の方にお伝えできればなと思います。今の時点ではちょっとそのぐらいかかるかっていうのが、お伝えすることができないです。

松本委員(会長)

わかりました。そうしますとこのあたりの資料まず確認させて頂いて検討した上で、具体的にその原因究明をさらに深めていくっていうのを、この今日の何ていうか成果にしたいなというふうに思っておりますけれども、その他今日の段階で検討しておいた方がいいと思う点ございますかね。先生、どうぞ。

細川委員

内容としてはそうなのですが、先ほどの資料の開示というところで、まずもって早めにどういった資料があるのかというリスト的なものとか、そういったものを並べたほうが、分かりやすいのかなど。それとも全部もう出してもらうみたいな形がいいのかこうリスト化させてもらって、こう一つ一つ選んで行くような形がいいのかといったところですが、どうでしょうかというご相談です。

松本委員(会長)

そのリストっていうのは作るのに時間かかっちゃうのは良くないなって言う感じがしているので、そういう風になるぐらいであれば、もう一連の経過をまずは全部出していただいて、こちらで検討して行ったほうがかえってよろしいのかなというイメージを私思っておりますけれども、相高先生なにかございますか？

相高委員

そうですね。内容はわからないのでリスト化していただいた方が検討しやすいと思いますけど、その負担面のところで資料の提出が遅くなるのであれば、資料の提出のほうを優先した方が良いのかなと思います。

松本委員(会長)

そうしましたら、可能であればリスト化もしていただきたいんですけども、時間を要するというのであれば、まずはとにかく出せるものを出して頂くというふうな形で対応していただければなというふうに思います。あくまで第三者委員会という事ですので、資料等いただかないことには、なかなかその原因究明が深まらないというところがございますから、まずはそういった経過なり経緯のご説明というところからお願いをしたいなというふうに思っておりますし、この会合をどういうふうな頻度でどれぐらい開いていくかというところにも影響するのかもしれないけれども、まずはそういった資料を早急にお出し頂いて検討した上で、次回というふうな形をとった方が進行としてはよろしいのかなというイメージを私なりに思っております。

やり方としてはですね。先ほど相高委員からもお話があったとおり、ある程度こうヒアリングということも考えていかなきゃいけないかなというふうに思っておりますし、ヒアリングをするにあたっては事前に、もうこれ今回諮問事項かなり限定されている諮問ですので、そこに関する今現在のそのヒアリング対象者のお考えなり、そういったものをいったん先に文書で頂くというのも有りは有りかなと思っております。ただあまりその。

まとめてあれもやろうこれもやろうっていうふうにやるよりは少しずつ進めていった方が、今の段階では何とも判断しかねる状況にありますのでいいのかなという印象を私も思っていました。

ですから。それであれば、まずは資料をいただいて、具体的な経緯なり問題点の抽出を務めると言う形で行きたいなと思っておりますがよろしいですかね。そんな感じでいいですかね。

細川委員・相高委員

はい。異議ありません。

松本委員(会長)

そうしましたら非常にこう初回の会合にありがちな展開になってしまってるんですが、資料等を速やかに提出を頂いて、こちらの委員会のほうに提出していただくということ。

そしてそれらを早急に検討した上で、次回のこの委員会の方で議論を深めていくと言う進行之にしたいなと思っております。これは一応確認なんですけど、資料等はでき次第各委員の方に交付されるという理解でよろしいですかね？

大槌町 関谷総務班長

その通りできます。でき次第委員の方へお届けします。

松本委員(会長)

そうしましたら、まずその資料の提出を早急にということでお願いをしておきますし、それをいただいた上で、次回の委員会の日程と調整して開催を図っていくと言う風にしたいと思えます。そう申しまして、一応、こちらも何とか年度内にはという目標も考えておりますし、あまり遅くなってしまってもうまかないと思えますので、一応、目標としては、今日は9月の22ですので、10月の20日ぐらいまでには、そういった資料とはもうすべてお出し頂くぐらいのことを一応の目標としてはお願いしたいなと言うふうに思っております。

そういったものを確認した上で、速やかに、次回の委員会を開催する。と言うことにしたいと思っておりますので、勝手なイメージですけれども、10月にもう1回できれば2回目ができるれば一番いいかな、仮に資料の提出が少し遅くなるとしても11月の前半には開きたいなというようなスケジュール感を一応お示ししておきたいと思えます。先生方、特に他にございますか？この議事に関しては？

細川委員

ひとまず資料をお出し頂くという方向性でっていうことで、何か経緯をまとめて頂くとかっていうよりは客観的資料をひとまずは出してもらってというイメージで大丈夫ですかね？

松本委員(会長)

私のイメージとして、私がさっき申し上げたイメージとしては、その資料の中には経緯の説明も入ってくるようなイメージは考えていました。要するにこれ、立ち入り検査と言ってもこれ平成28の立ち入り検査って多分特段何か文書があるわけじゃないんじゃないかなって気もしておりますので、そうすると何があったってことはある程度ご説明いただく書面を作っていただかないと、もう全然わからないっていうことになってしまいますし、そういうこう資料と資料をつなぐような説明文書的なものは合わせてお願いをすることになるのかなというイメージで申し上げたところです。

細川委員

承知しましたけど、私もそれがよろしいかと思えます。私から他は特にございません。どうぞ。

相高委員

私からも特にありません。

松本委員(会長)

いろいろね、注文が多かったかもしれませんが、事務局の方ではこういった委員会の考えをご理解いただいてですね。資料等の作成に尽力していただければなと思えますので、よろしくお願いたします。

そうしましたら議事の進め方については、だいたいこれぐらいでよろしいのかなというふうに思っておりますので、まずはその進行についてはここで申し上げた通りで進めていきたいと思えますし、その他、先生方から何かございますか？

細川委員

私からは特にございません。

相高委員

特にありません。

松本委員(会長)

そうしましたらですね、事務局から何かこの進行等についてございますか？

株ぎょうせい 沼田氏

特にありません。

松本委員(会長)

そういうことでしたら、本日につきましては大体これぐらいにさせていただきたいなと思います。でえっと、そうしましたら期日等また後日ということになりますが、第1回の委員会については以上もちまして終了といたします。

繰り返しになりますが、次回の委員会については事務局で改めての通知とすることになりますので、よろしくお願いたします。

じゃあ、これで今日は以上になります。本日はありがとうございました。本日は以上になります。本日はありがとうございました。